

群馬大学共同教育学部附属学校長選考規程

平成26.12.17 制定

改正 平成29.4.1 平成31.4.1

令和2.4.1

(趣 旨)

第1条 群馬大学共同教育学部附属学校長（附属幼稚園長を含む。以下「附属学校長」という。）候補者の選考は、この規程の定めるところによる。

(選考の時期)

第2条 附属学校長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 附属学校長の任期が満了するとき。
- (2) 附属学校長が辞任を申し出たとき。
- (3) 附属学校長が欠員となったとき。

2 前項第1号の場合は、任期満了の1月前までに、同項第2号又は第3号の場合は、速やかに行う。

(附属学校長候補者の資格)

第3条 附属学校長候補者の資格は、共同教育学部の主担当を命ぜられた教授又は教育学研究科の主担当を命ぜられた教授であって、学校教育法施行規則第20条に定める資格を有する者及び同規則第22条に定めるものとする。

(選考委員会)

第4条 共同教育学部教授会（以下「教授会」という。）は、附属学校長候補者を選考するため、その都度附属学校長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設ける。

2 選考委員会は、次の委員をもって組織し、共同教育学部長（以下「学部長」という。）が委員長となる。

- (1) 学部長
- (2) 教授会構成員 5人
- (3) 附属学校長 1人
- (4) 当該附属学校から推薦された教員 2人
- (5) 他の附属学校から推薦された教員 各1人

3 前項第2号から第5号までの委員は、学部長が委嘱する。

(適任者の選出)

第5条 教授会は、附属学校長候補適任者を選出するため、教授会構成員による投票を行うものとする。ただし、投票の結果は公表しない。

2 投票は2名連記無記名とする。

3 教授会は、得票上位者3人（得票同数の者はこれに加える。）の氏名を五十音順に列記し、選考委員会に報告する。

(候補者の決定)

第6条 選考委員会は、前条第3項により報告を受けた者の中から1人を選考し、その氏名を教授会に報告する。

2 学部長は、教授会の議を経て、附属学校長候補者を決定し、学長に推薦する。

(任期)

第7条 附属学校長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することができない。

2 第2条第1項第2号及び第3号に該当する理由に基づき、附属学校長となった者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。ただし、前任者の残任期間が1年以下の場合は、その期間に1年を加えた期間とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(雑則)

第9条 この規程の施行に伴う必要な事項については、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。